

県北広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月8日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 路線名 二戸九戸線
- 2 供用開始の区間 二戸市石切所字中曽根7番地先から14番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
  - (2) 期間 平成23年3月8日から同年4月8日まで